

応答要領案 (移転三原則適用案件関連)

〔平成 26 年 7 月 17 日(木)
移転三原則適用案件終了後〕

- 先ほど、国家安全保障会議の四大臣会合において、防衛装備移転三原則の適用案件について議論を行った。
- 詳細については、後ほど資料を公表の上、防衛省で事務方からのブリーフィングを実施する。

(具体的な案件について問われた場合)

- 「ペトリオット PAC-2 の部品 (シーカージャイロ) の米国への移転」及び「英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転」の 2 件について、移転を認め得る案件に該当することを確認した。

(更に問われた場合)

- 詳細については、後ほど防衛省で実施するブリーフィングで聞いていただきたい。